

## 保育施設における3歳未満児の保育料（利用者負担額）の改定及び一時預かり事業費（待機児童対策分に係る保育料軽減）について

### 1 本取組の目的（趣旨）

令和6年9月、小笠原市長の所信表明において、「こどもファースト」を表明し、すべての子どもたちと子育てに取り組む人たちを応援する施策を展開することを明言している。

そのうち、保育所、認定こども園を利用する3歳未満児の保育料（以下、「保育施設の保育料」という。）について、平均で15%程度引き下げることにした上で、第2子の保育料の段階的な無償化に取り組むこととしている。

これを受けて、保育施設の保育料を令和7年4月1日から平均で約15%引き下げるとともに多子軽減の適用を拡大することに加え、近年、年度途中で待機児童が発生する傾向にあることから、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の利用児童又は一時預かり事業（一般型）における緊急一時預かり枠の利用児童（3歳未満児）に対して、保育施設の保育料と同等の利用料となるように利用者負担額を軽減するための施策を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

### 2 取組内容

#### （1）保育施設の保育料（利用者負担額）の改定

##### 【実施年度：令和7年度】

- ア 保育料【保育標準時間】を平均15.86%減額するとともに、世帯の階層区分を現行の12階層から18階層に変更。
- イ 保育料の改正にあたっては、本市の実情にあわせて、低所得階層（市民税均等割額のみ世帯及び所得割額5,000円未満世帯）及び本市において利用者が多い階層であるD10及びD11階層（所得割額257,000円未満世帯）に特に配慮し、保育料の減額率を設定した。
- ウ 多子世帯の第1子のカウントを22歳までとし、これまで小学生未満の子どものみで第1子のカウントをしていたD10以上（所得割額169,000円以上の階層）の一定所得以上の世帯についても、多子軽減の適用を拡大。

#### （2）一時預かり事業費（待機児童対策分に係る保育料軽減）

##### 【実施年度：令和7年度】

- ア 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）、一時預かり事業（緊急一時預かり事業分）及び企業主導型保育施設の地域枠を利用する児童の保育料相当額（暖房費や教材費等の実費を除く）について、保育施設の保育料との差額分を補助する。
- イ 補助対象者は、登別市内に居住する0歳児から2歳未満であり、市内保育施設への利用申込を行ったが、「施設利用不承諾通知書」を受領したものであり、かつ、一時預かり事業による保育を希望するものとする。
- ウ 補助の手法は、利用者への補助ではなく、受入施設に対して本市から直接行う。